

## 坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第 35 号

取水井点検整備及び取水ポンプ交換工事（厚 2・5・8）、浄水場ろ過池及び配水ポンプ等点検整備工事、坂戸浄水場、多和目配水場県水受水流量計交換工事の条件付一般競争入札（事後審査型）を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき告示する。なお、本告示に記載のない事項については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団建設工事請負一般競争入札（事後審査型）要領の規定によるものとする。

令和 8 年 7 月 15 日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 小 川 尋 海

### 記

#### 1 入札対象工事－ 1

(1) 工事名

取水井点検整備及び取水ポンプ交換工事（厚 2・5・8）

(2) 工事場所

厚川系 2・5・8 号井

(3) 設計金額

金 45,276,000 円也（税込）

(4) 工期

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

(5) 工事概要

水中テレビカメラ調査 3 か所

井戸洗浄 1 か所

取水ポンプ交換 3 か所

#### 2 入札対象工事－ 2

(1) 工事名

浄水場ろ過池及び配水ポンプ等点検整備工事

(2) 工事場所

坂戸浄水場外 6 か所

(3) 設計金額

金 18,496,500 円也（税込）

(4) 工期

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

(5) 工事概要

|                  |     |
|------------------|-----|
| 坂戸浄水場ろ過池点検整備工事   | 12池 |
| 配水ポンプ等点検整備工事     | 35台 |
| 緊急遮断弁及び減圧弁点検整備工事 | 8台  |
| 水位計点検整備工事        | 2台  |

3 入札対象工事－3

(1) 工事名

坂戸浄水場、多和田配水場県水受水流量計交換工事

(2) 工事場所

坂戸浄水場及び多和田配水場

(3) 設計金額

金10,750,300円也（税込）

(4) 工期

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(5) 工事概要

|       |      |     |    |
|-------|------|-----|----|
| 電磁流量計 | φ200 | 検定付 | 1台 |
| 電磁流量計 | φ150 | 検定付 | 1台 |

4 入札の方法

郵便入札の形態で執行するものとする。

5 入札書等の提出方法

入札書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便とする。ただし、持参による提出も可能とする。

(2) 提出期間

令和8年7月30日（木）午前8時30分から

令和8年8月14日（金）午後5時15分まで（必着）

なお、上記以外の方法（普通郵便、レターパック、宅急便、ファックス等）により提出された入札書及び提出期間外に到着した入札書については無効とする。

(3) 提出先

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当

## 6 開札の日時及び場所

### (1) 開札日

令和8年8月17日（月）

### (2) 開札時刻

ア 入札対象工事－1（取水井点検整備及び取水ポンプ交換工事（厚2・5・8））

午前9時45分

イ 入札対象工事－2（浄水場ろ過池及び配水ポンプ等点検整備工事）

午前10時15分

ウ 入札対象工事－3（坂戸浄水場、多和目配水場県水受水流量計交換工事）

午前10時45分

### (3) 開札場所

坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 AB会議室

（埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号）

## 7 開札の方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 内訳書を提出すること。
- (3) 入札参加者又はその代理人の開札への立会いはなしとし、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (4) 開札は郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

## 8 入札参加形態

単体企業とする。

## 9 入札参加資格要件

- (1) この入札の告示日において、次のアからエまでの要件をすべて満たす者であること。  
ただし、告示日から落札決定までの期間に、当該要件を欠くこととなる事実が発生した者は、この入札に参加することができない。
  - ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、これらの手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。）の再審査を行っている者を除く。
  - ウ 坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約に係る指名停止措置要綱（令和2年坂戸、鶴ヶ島水道企業団要綱第4号）に基づく指名停止措置又は坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成28年坂戸、鶴ヶ島水道企業団要

綱第3号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

エ この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

(2) 条件付一般競争入札（事後審査型）参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）の提出時に、令和7年2月28日以降を審査基準日とする経営事項審査を受けていること。

(3) 次のアからウまでに掲げる入札対象工事に応じ、当該アからウまでに掲げる要件を満たす者であること。

ア 入札対象工事－1

令和7・8年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、さく井工事業が登録されている者であること。

イ 入札対象工事－2

資格者名簿に登載されている者のうち、水道施設工事業の格付がA級若しくはB級に区分されている者であること、又は資格者名簿に登載された水道施設工事業の総合評定値（P）が前号に定める経営事項審査で700以上の者であること。

ウ 入札対象工事－3

資格者名簿に登載されている者のうち、機械器具設置工事業の格付がA級若しくはB級に区分されている者であること、又は資格者名簿に登載された機械器具設置工事業の総合評定値（P）が前号に定める経営事項審査で700以上の者であること。

(4) 社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）への加入状況が加入又は適用除外で未加入の保険がない者であること。

(5) 配置予定技術者

ア 入札対象工事－1の施行に当たり、専任の主任技術者又は監理技術者を配置すること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書に定める主任技術者又は監理技術者を配置する場合はこの限りではない。また、営業所技術者及び特定営業所技術者はこの工事の技術者に配置できないが、建設業法第26条の5に定める要件を満たす場合はこの限りではない。

※請負金額が4,500万円未満となる場合は、次のイの要件を適用する。

イ 入札対象工事－2及び3の施行に当たり、主任技術者又は監理技術者を配置すること。なお、既に他の工事に専任で配置している主任技術者及び監理技術者はこの工事に配置できないが、当該主任技術者又は監理技術者が既に配置している工事において建設業法第26条第3項ただし書（第1号に係る部分に限る。）に定める要件を満たし、この工事の施行においても同項第1号ロ及びハに定める要件を満たす場合はこの限りではない。また、営業所技術者及び特定営業所技術者はこの工事の技術者に配置できないが、坂戸、鶴ヶ島水道企業団に対して契約権限を有する営業所が坂戸市内又は鶴ヶ島市内に所在する場合は、当該営業所の営業所技術者及び特定

営業所技術者について、当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあることを条件として配置できるものとする。

ウ 配置予定技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

エ 配置予定技術者が特定できないときは、複数（合計３名以内）の候補者分の参加資格確認申請書等を提出することができる。

オ 参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者は、やむを得ない事情（死亡、疾病、退職等）がある場合を除き、原則として落札後に変更することができない。

#### (6) 現場代理人

この工事の契約締結日から現場施工に着手するまでの期間については、現場への常駐を要しないものとする。また、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領の適用工事とする。

### 10 契約の条件等

坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程、坂戸、鶴ヶ島水道企業団建設工事標準請負契約約款等については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ

(<http://www.sakatsuru-suido.or.jp/>) 及び財務課経営企画担当において閲覧することができる。

### 11 設計図書等の閲覧及び入札参加申請書等の配布

設計図書等の閲覧及び入札参加申請書等の配布は、次のとおり行うものとする。

- (1) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ (<http://www.sakatsuru-suido.or.jp/>) に掲載する。ただし、入札対象工事－１、２及び３については水道施設の安全性確保の観点から、設計図書等における閲覧には制限を設けるものとする。

設計図書等の閲覧ができる者は、「９ 入札参加資格要件」を満たしている者とし、閲覧を希望する者は、ダウンロードしたファイルを開くためのパスワードが必要となるため、次のとおりパスワードの交付申請を行うこと。

#### ア 申請方法

坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ (<http://www.sakatsuru-suido.or.jp/>) に掲載した「設計図書等閲覧パスワード交付申請書」に必要事項を記入し、当該ファイルを添付した電子メールの送付をもって申請とする。

#### イ 申請先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当

E-mail : [keiyaku@sakatsuru-suido.or.jp](mailto:keiyaku@sakatsuru-suido.or.jp) (入札・契約関係専用)

#### ウ 申請期間

令和８年７月１５日（水）から令和８年７月２７日（月）まで

#### エ 交付方法

交付申請のあった日の翌営業日までに、令和７・８年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団指

名競争入札等参加資格審査申請により登録されたメールアドレス宛てにパスワードを送付する。

なお、翌営業日までに返信がない場合には財務課経営企画担当に連絡すること。

(2) 閲覧及び配布の期間（ホームページ掲載期間）

令和8年7月15日（水）から令和8年8月14日（金）まで

(3) その他

ホームページを閲覧できない等の理由により、設計図書等及び入札参加申請書等の閲覧、貸出し、配布を紙で希望する場合は、事前に財務課経営企画担当に連絡し、指示を受けること。

## 12 入札参加申請

設計図書等の内容を確認した後、入札参加を希望する者は入札参加申請書を郵送にて提出しなければならない。

なお、設計図書等に関して質疑がある場合には、質問書を併せて郵送すること（「13 設計図書等の内容に対する質疑及び回答」参照）。

(1) 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便とする（持参不可）。

(2) 提出期限

令和8年7月29日（水）午後5時15分（必着）

普通郵便、レターパック、宅急便、ファックス等により提出された申請書類及び期限を過ぎて到着した申請書類については、受理しないものとする。

(3) 提出先

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当

## 13 設計図書等の内容に対する質疑及び回答

- (1) 設計図書等に関して質疑がある場合には、質問書を郵送するものとする。ただし、入札参加申請書（「12 入札参加申請」参照）と同封も可とする。なお、質問書は、「11 設計図書等の閲覧及び入札参加申請書等の配布」により、ホームページからダウンロードした資料に含まれている企業団指定の様式を使用すること。

ア 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便とする（持参不可）。

イ 質疑提出期限

令和8年7月24日（金）午後5時15分（必着）

普通郵便、レターパック、宅急便、ファックス等により提出された質問書及び期限を過ぎて到着した質問書については、受理しないものとする。

ウ 提出先

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号  
坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当

(2) 質疑に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法

坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎1階掲示板に掲示するとともに、坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ (<http://www.sakatsuru-suido.or.jp/>) に掲載する。

イ 回答掲示期間

令和8年7月30日（木）から令和8年8月14日（金）まで

14 入札保証金

免除とする。

15 最低制限価格

設定する。

16 落札候補者の決定方法

- (1) 落札候補者は、入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の範囲内で、最低制限価格の100/110以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者）とする。
- (2) 同価による最低価格入札者が2者以上存在した場合は、別途定める方法により落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者となった者に対し、開札日当日に電話等による方法で通知する。
- (4) 落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

17 入札参加資格の書類提出

落札候補者は、条件付一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書（添付書類を含む。）を提出しなければならない。

(1) 提出場所

坂戸、鶴ヶ島水道企業団上下水道合同庁舎2階 財務課経営企画担当  
（埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号）

(2) 提出期限

令和8年8月19日（水）午後5時15分まで

18 落札候補者の審査及び落札の決定

落札候補者の資格を審査した後、その結果を次に掲げる方法により通知するものとする。

(1) 通知方法  
電話等の方法による。

(2) 通知日  
令和8年8月25日（火）

19 入札参加資格不適合の再確認

入札参加資格不適合通知書を受けた者は、当該書面を通知した日の翌日から起算して原則として5日（土、日、祝日を除く。）以内に、財務課経営企画担当から書面により説明を求めることができる。

20 契約締結予定日

令和8年9月1日（火） 予定

21 支払条件

入札対象工事－1から3まで

(1) 前金払

有（請負金額の40パーセント以内とする。ただし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

(2) 部分払

無

22 その他

(1) 入札参加者は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程、坂戸、鶴ヶ島水道企業団建設工事標準請負契約約款、坂戸、鶴ヶ島水道企業団競争入札心得書、設計図書、現場等を熟知の上で入札しなければならない。

(2) この告示に規定する競争入札参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

23 問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当

電話番号049（283）2080